

令和5年度

南部環境事務所からの情報提供 ・工場等立入調査結果等

滋賀県南部環境事務所

本日の説明内容

- 1 令和5年度の工場等立入調査について
 - (1)指摘・助言事項
 - (2)好事例**
- 2 環境汚染事故の事例紹介
- 3 最近の法令等改正
 - (1)ボイラーの規模要件の見直し（大気）
 - (2)排水基準項目、基準値の改正（水質）
 - (3)事故時の措置に係る指定物質の追加（水質）
 - (4)PRTR制度対象物質の見直し
- 4 その他留意事項など



1 令和5年度の工場等立入調査について

- ・工場・事業場の法令遵守状況の確認や自主的な環境リスク等の管理の促進およびCO₂ネットゼロへの取組みの促進を目的とする。
- ・主な対象法令
 - ・水質汚濁防止法
 - ・滋賀県公害防止条例
 - ・滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
 - ・大気汚染防止法
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・土壤汚染対策法
 - ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法)
 - ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
(化学物質排出把握管理促進法、PRTR法)
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法、廃掃法)
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法
(PCB特別措置法)
 - ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
(公害防止管理者法)
 - ・滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
 - ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法(市所管)

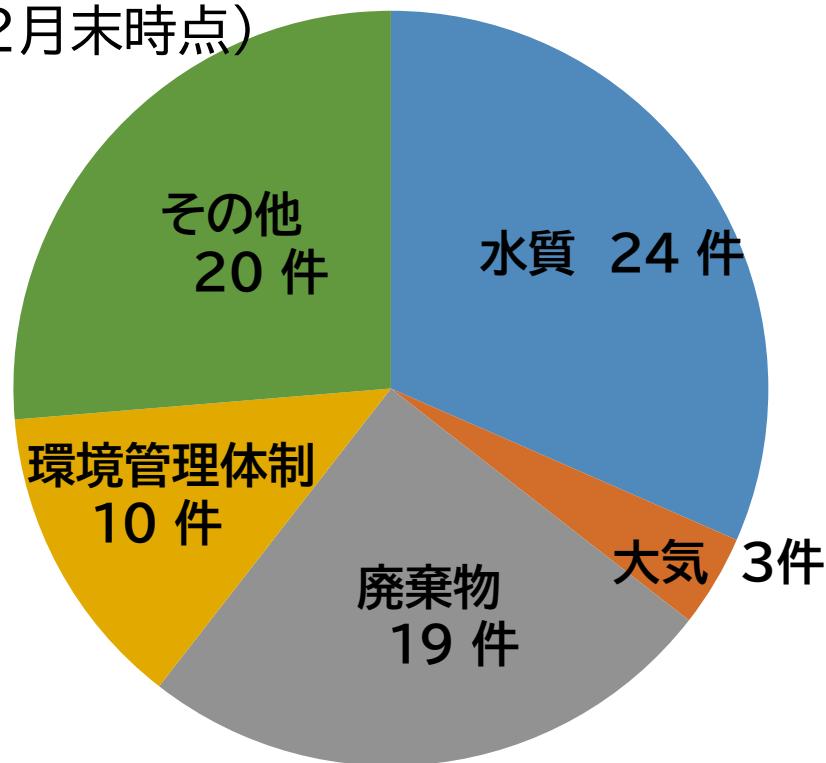


1 令和5年度の工場等立入調査について

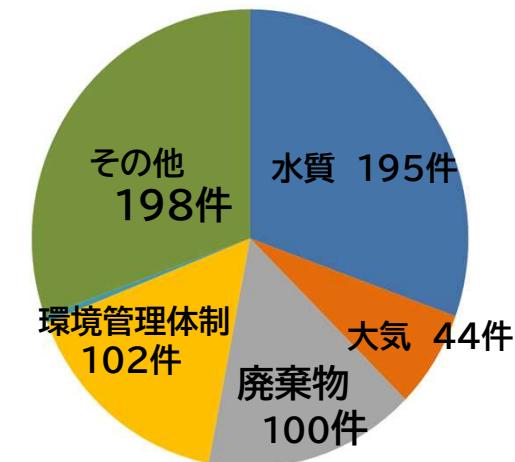
(1)指摘・助言事項

21工場等に対して76件

(R5.12月末時点)



<特に件数の多い指摘事項>
・第一種特定製品の点検不備



参考:R4年度全県の状況
639件(150工場等) 4

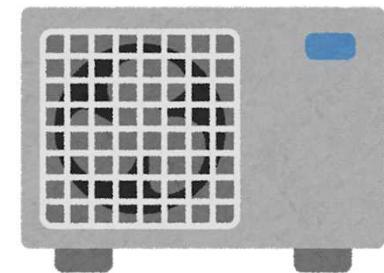
1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)－① 第一種特定製品の点検の未実施

第一種特定製品(業務用空調機器および冷凍冷蔵機器)の管理者は、

- ・圧縮機の規模に応じて以下の簡易点検および定期点検を実施し、
- ・結果を機器の**廃棄後3年間保管**

が必要です。



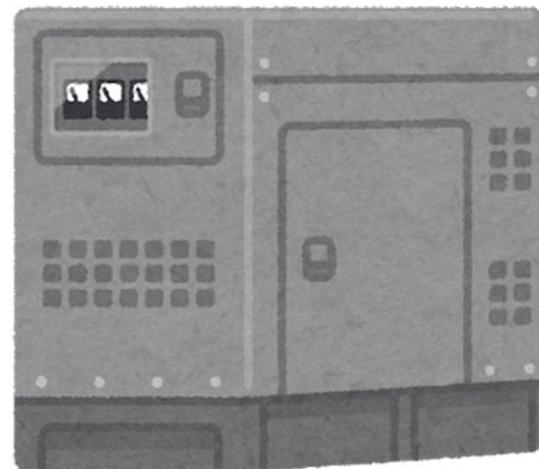
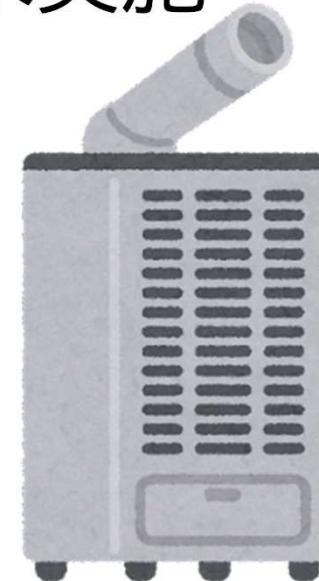
	～7.5kW	7.5kW～50kW	50kW～
空調機器	簡易点検(3月に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(3年に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)
冷凍冷蔵機器	簡易点検(3月に1回以上)		簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)

1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)－① 第一種特定製品の点検の未実施

点検が未実施になる理由は…

- ・点検義務を知らない
- ・第一種特定製品の見落とし(気づかない)
 - スポットクーラー
 - コンプレッサー
(冷凍式エアドライヤー付き)
 - 超音波洗浄装置
(洗浄水の冷却装置付き)

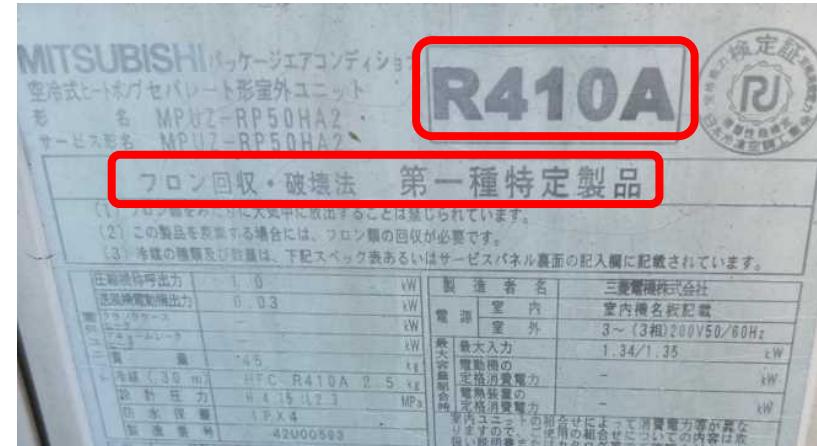


1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)－① 第一種特定製品の点検の未実施

第一種特定製品の見分け方

- ・機器(室外機やコンプレッサー本体など)の銘板、シールを確認



※温度や湿度を調整する機能がある機器は、
よく見たら銘板やシールが見つかるかも。

- ・わからなければメーカーに問い合わせ。

1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)使用中の第一種特定製品に関する管理者の責務

平常時

- ① 適切な場所への設置等
- 機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全

② 機器の点検

- すべての機器：簡易点検の実施（3ヶ月に1回）温度、外観、音など
- 一定規模以上の機器：専門知識を有する者による定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力	頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

発見時
漏えい

③ 漏えい防止措置

- 冷媒漏えいが確認された場合、速やかに点検、漏えい箇所の特定・修理
- 修理を行うまではフロン類の充填は原則禁止

④ 点検等の履歴の保存

- 適切な管理のため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存
※点検・整備記録簿は、機器の廃棄後3年間保存する必要があります
- 機器整備時、整備業者等への記録の開示

その他：算定漏えい量の報告

- 1年間でフロン類をCO₂換算で1,000t以上漏えいした場合の国への報告

1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)簡易点検記録簿の例

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の「簡易点検」記録簿

(記入例)

第一種特定製品の管理者の氏名又は名称	○○株式会社 造賀工場	法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名	設備課 近江太郎	備考	異常時の点検依頼先は、△△会社 077-123-4568	法施行日以降に設置した機器の点検の起算日になります。
第一種特定製品の所在	第一製造棟 3F	型式番号等	DA-E100RTS (1-3F-3号機)	設置年月日	平成22年10月	
冷媒として充填されているフロン類の種類	R-22 	充填されているフロン類の量(初期充填量)	15.0 kg	機器の種類	エアコンディショナー・	
				圧縮機を駆動する電動機の定格出力	20.0 kW	
				定期	法定上 3年に1回以上	1年に1回以上
				簡易	すべての機器で、3カ月に1回以上	

点検実施年月日	点検を行った者の氏名	検査を行う事項					点検の結果	備考
		異常音	外観の損傷、耗耗、腐食及びさびその他の劣化	油漏れ	熱交換器への霜の付着	(冷蔵・冷凍機器の場合) 冷蔵又は冷凍等の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度		
H27.5.15	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し	定期点検は簡易点検を兼ねることができます。
H27.8.13	業者	有・無	有・無	有・無	有・無	6 °C	無し	定期点検により実施 ※記録は別途あり
H27.11.12	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	8 °C	無し	
H28.1.12	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	15 °C	油のわずかなにじみ、設定温度どおりに下がっていない	専門点検を実施(H28.1.14) ※記録あり
H28.2.10	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し	適正温度で異常なし
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C		専門点検、修理(充填証明書・回収證明書を含む)の記録について別紙で保管する様式となっています。
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C		
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C		色つきのセルは法定項目です。

※ 「定期点検」、故障等に伴う「専門点検」、修理および整備時の「フロンの充填・回収等の記録」については、別途記録簿を作成し、保存すること。

1 令和5年度の工場等立入調査について

(1) – ② 届出もれ

水質関係を中心に、施設の設置や構造等変更の届出もれが散見されます。

例えば水質の特定施設の届出もれは、

- ・装置の更新(設置届、廃止届)
 - ・使用薬品の変更(構造等変更届)
 - ・代表者名の変更(氏名等変更届)
- などが挙げられます。



1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)水質に係る届出について

◆工場または事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置、変更等するとき

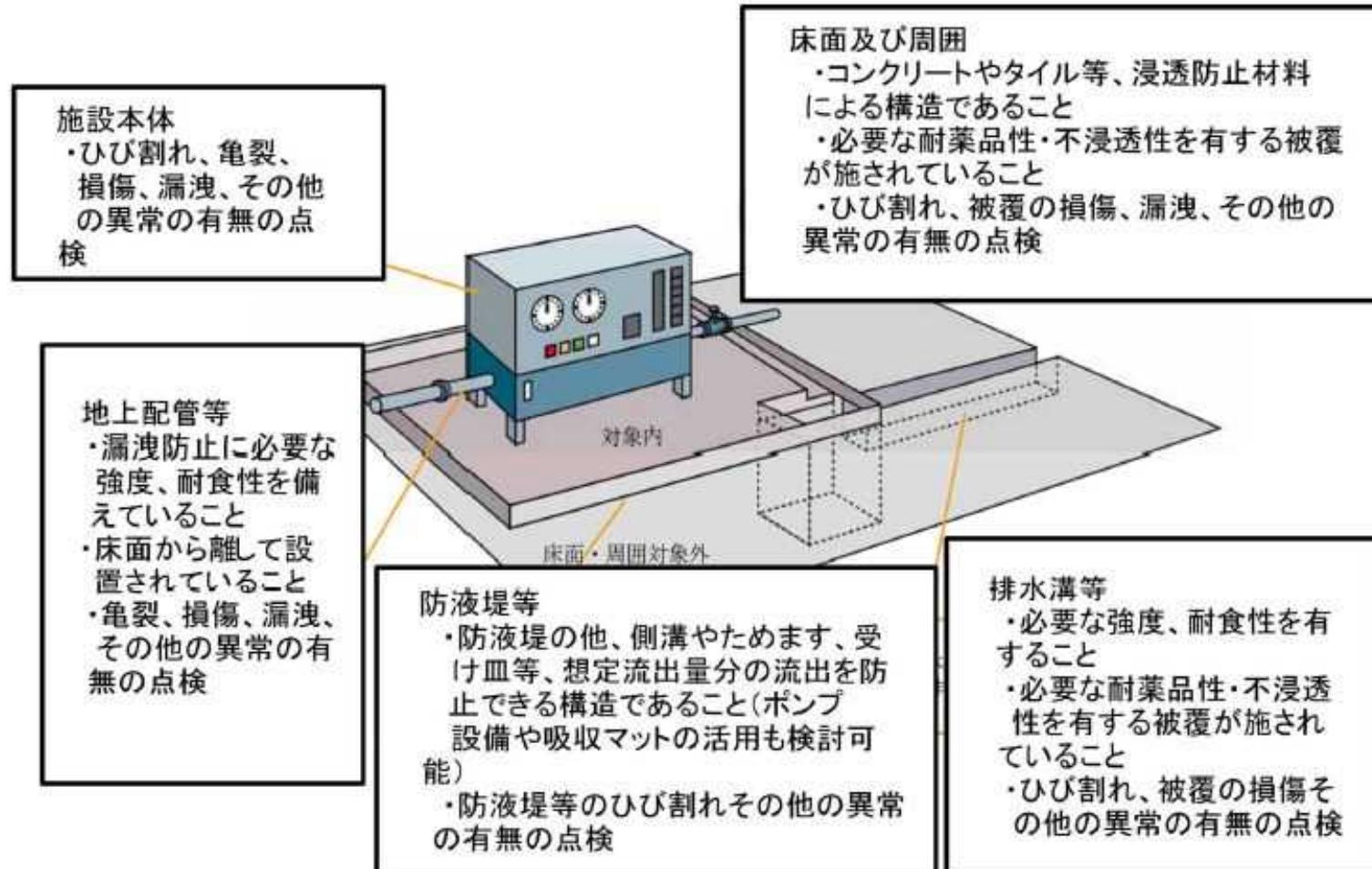
都道府県知事(環境事務所)に次の届出が必要。

※**排出水が雨水のみの場合も届出は必要**

届出の種類	契機	時期
設置(第5条)	施設を設置しようとするとき(施設の更新含む)	工事着手予定日の60日前まで
構造等変更(第7条)	施設の構造等を変更しようとするとき(設置場所の変更、使用原材料・使用薬品の変更、排水量の変更など)	
廃止(第10条)	施設を廃止したとき	廃止後30日以内
氏名等変更(第10条)	代表者氏名、届出者名称・住所、事業場名称・住所を変更したとき	変更後30日以内
承継(第11条)	施設を承継したとき	承継後30日以内
使用(第6条)	法令の改正により新たに規定された施設を既に設置しているとき	施設となってから30日以内

1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)有害物質使用特定施設等の構造等基準および定期点検

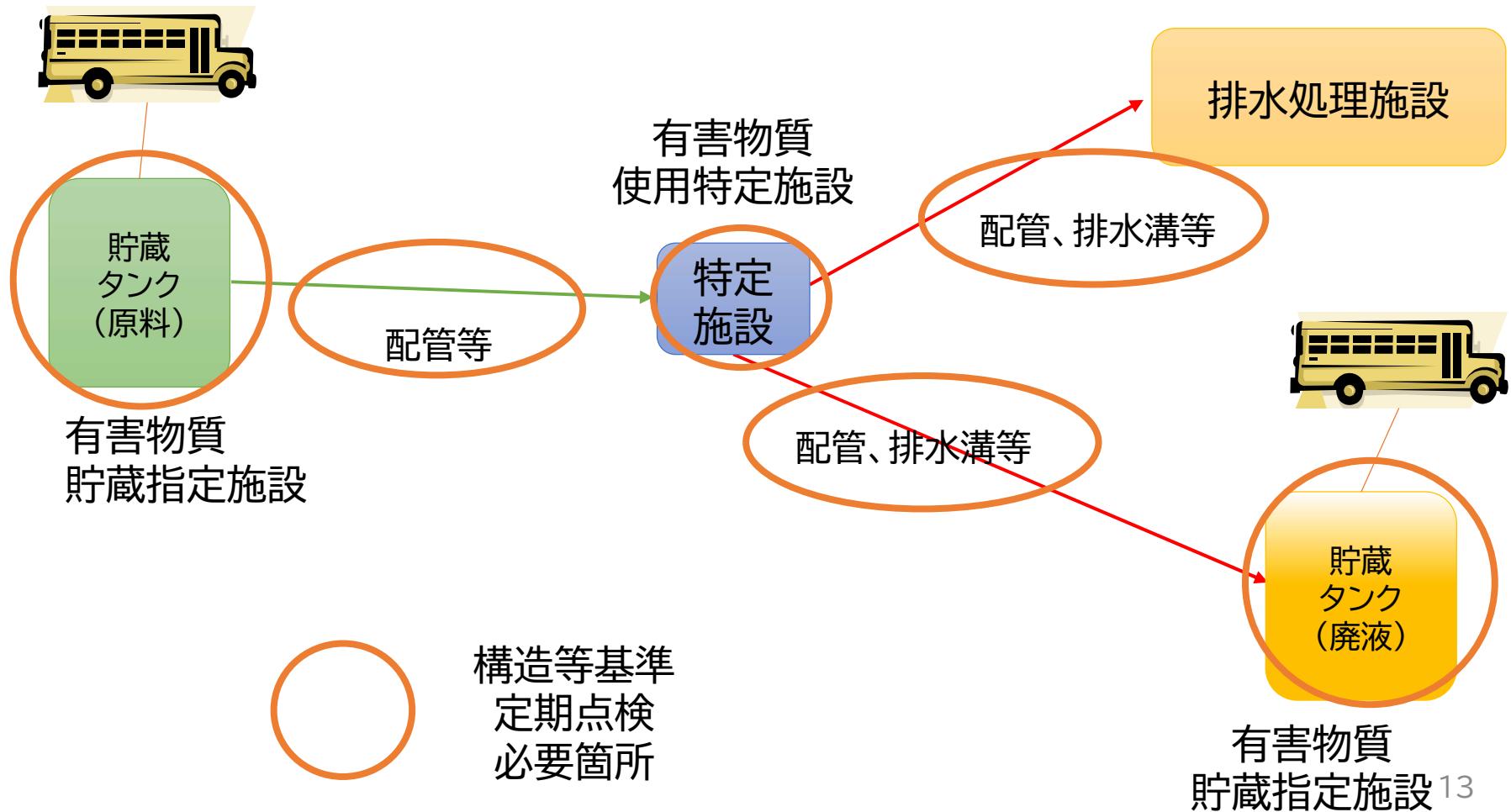


環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1.1版)」

1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)構造等基準、定期点検の適用を受ける範囲例

付帯する設備のうち、**有害物質**を含む(=公定法で検出される)液体が
流れる範囲は点検が必要です！



1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)別紙2 特定施設の設備 の届出内容の例

(別紙2)		特定施設の設備
工場または事業場における施設番号	No. 1	
特定施設項目番号および名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
設備	地上配管	
構造	配管: 塩化ビニル製 床面: コンクリート製 (表面は樹脂塗装により被覆)	
主要寸法	直径40mm×長さ30m	
配置	第3工場 1階 (別図2のとおり)	
設置年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工事着手予定期月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
工事完成予定期月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
使用開始予定期月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項		

届出(別紙2)特定施設の設備

設備:特定施設に付帯する設備
(配管、排水溝など)の名称

構造:材質(コンクリート、SUS、塩ビ など)

主要寸法:設備のうち主なものの寸法

配置:設備の位置(地下にある場合にはその旨)
「別図のとおり」として図面添付が多い。

その他参考となるべき事項:

有害物質を含む水が流れない場合には、その旨
***定期点検の方法についても記載願います！**

備考1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)–③ ばい煙発生施設の自主測定の不備

排ガスの測定は、**個々の施設**に対して実施することが必要です。

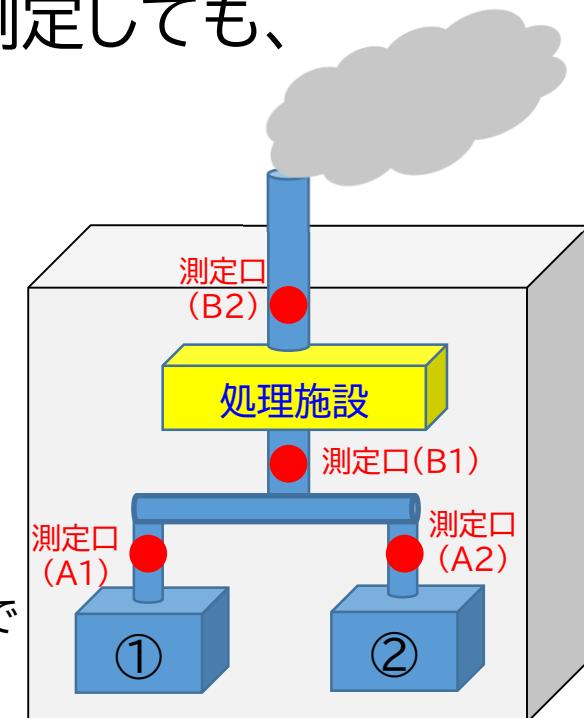
→ 集合煙突の場合、集合後の排ガスを測定しても、自主測定を実施したと扱われません。

【例】集合煙突の場合の測定

- ・ばい煙を処理をしている場合、各施設の出口における濃度(A1,A2)に以下の係数を乗じます。

$$\text{係数} = \frac{\text{処理施設出口のばい煙濃度(B2)}}{\text{処理施設入口のばい煙濃度(B1)}}$$

※集合煙突であっても、測定対象施設しか稼働していない状況で測定する場合など、個々の施設を測定されている場合は集合煙突の場合と扱う必要はありません。



1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)－④ 産業廃棄物保管基準への不適合

産業廃棄物の保管場所において、

- ・保管場所に所定の要件を備えた掲示板がない
 - ・廃プラスチック用のコンテナに別の廃棄物が多量に混入
- といった事例が散見されます。



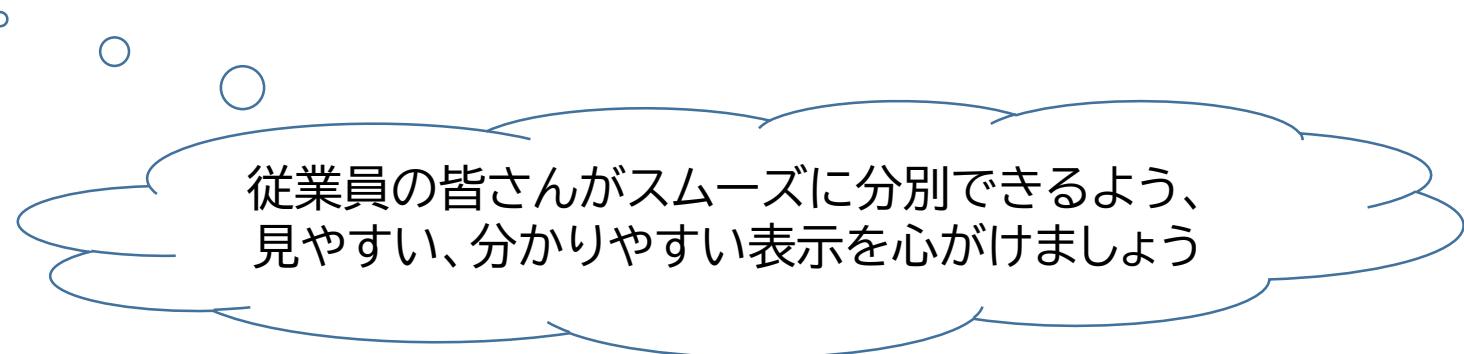
産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	
数量	
管理者	氏名（名称）
	連絡先
最大保管高さ	

1辺60cm以上

1 令和5年度の工場等立入調査について

(参考)保管基準のうち掲示板に関する内容

- 1)見やすい箇所に掲示板を設けること。
- 2)縦・横それぞれ60センチメートル以上であること。
- 3)次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ・産業廃棄物保管場所である旨
 - ・保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- 4)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 5)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、高さ



1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)－⑤ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の未報告

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した排出事業者は、委託業者、排出量、交付枚数などを**毎年度報告**が必要です。

(報告の概要)

- ・報告は**年1回**(前年度に紙で交付したマニフェストについて**当年6月30日まで**に報告)
※電子マニフェスト交付分は報告不要です。
- ・提出先:滋賀県琵琶湖環境部**循環社会推進課**
- ・方法:紙またはしがネット受付サービス(ファイル添付)
※紙提出の場合、押印は不要です。

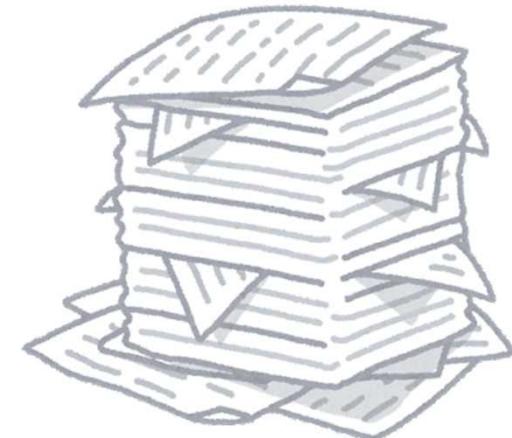
1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)–⑥ その他の指摘・助言事項

- 工場・事業場における**有害物質**の使用履歴(使用場所や期間等)に関する情報の把握、整理、引き継ぎ。

※将来、土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染状況調査を実施することとなった場合、調査対象物質や調査地点の絞り込みに有用な情報となります。

※特に**平成24年6月1日以降に設置された**有害物質使用特定施設等については、
・適切に点検し、
・有害物質を含む水の**漏えい等がないこと**が確認された場合は、その施設の本体や付帯設備(配管など)に起因する汚染のおそれは「無」となります。
➤ せっかく点検して問題なくとも、3年(法定の保存期間)後に廃棄すると、汚染のおそれ「無」と扱うことができなくなります…



1 令和5年度の工場等立入調査について

(1)–⑥ その他の指摘・助言事項

- 事故の未然防止や発生時の被害拡大防止に向けて、以下のような助言を行っています。
 - 緊急時連絡網に県環境事務所、市環境担当課の連絡先を記載
 - 緊急対応用の機器や資材の確認
 - 油水分離槽の定期的な確認・清掃
 - 燃料や溶剤等の受入時のホース脱落による漏えい対策の検討
 - 屋外防液堤の雨水排出弁の管理(基本は常時“閉”)
 - 想定される事故に対応した訓練の実施(浸水リスクも考慮)
 - 場外流出時の流出経路の把握

1 令和5年度の工場等立入調査について

(2) 工場等立入調査で確認した好事例



好事例:水質①

流れ方向の表示、止水板の設置(排水溝)



流れ方向の表示

- 事故時に、速やかに流向を確認できる。(雨水排水溝は水が流れていらない時もある。)

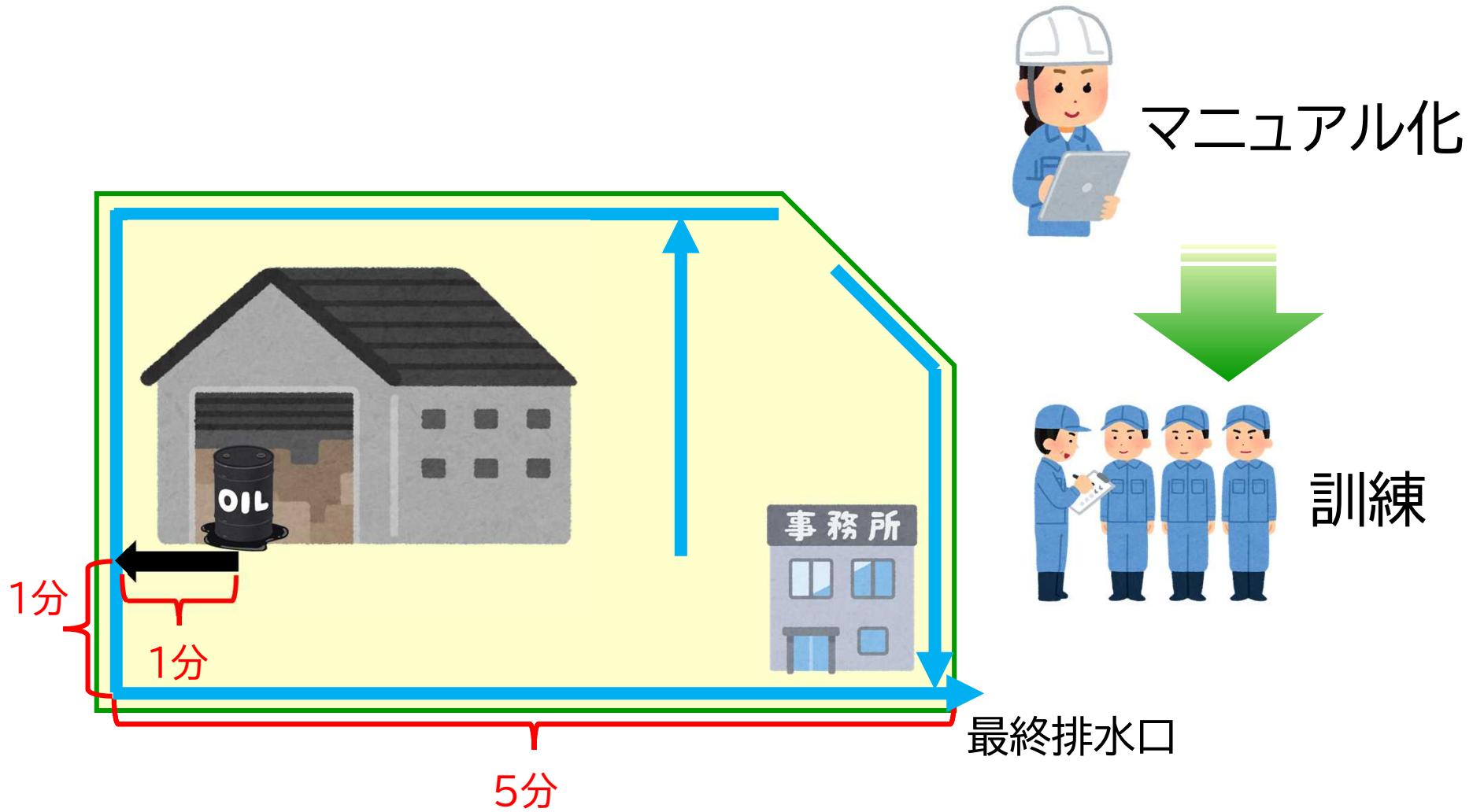


止水板の設置

- 事故時に、土のう等よりも早く、確実に水路を遮断できる。
- 通常時に、下部を開けておくと油分をキャッチできる。

好事例:水質②

流出元からの到達時間の測定



好事例:水質③

流出事故対応資材の耐久性の確認

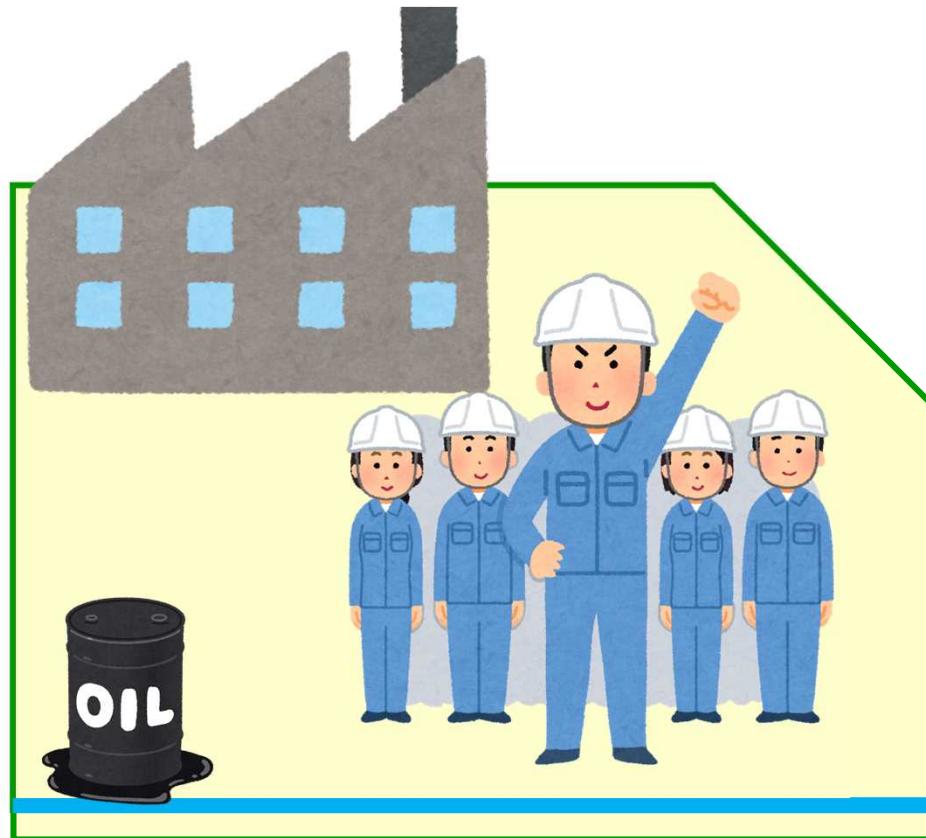


好事例:水質④

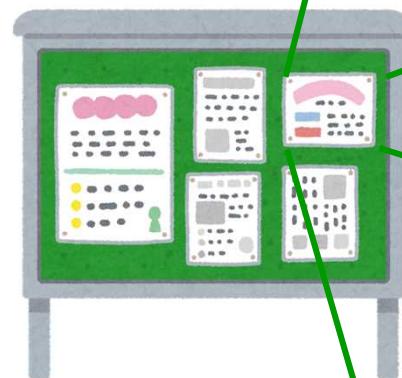
工場周辺水路における対策



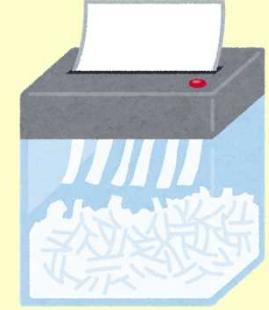
- 工場周辺の利害関係者(自治会、農家等)と調整。
- 流出事故時の工場周辺水路における対応について検討・改良・訓練を実施。



イラストを用いた分別方法の掲示

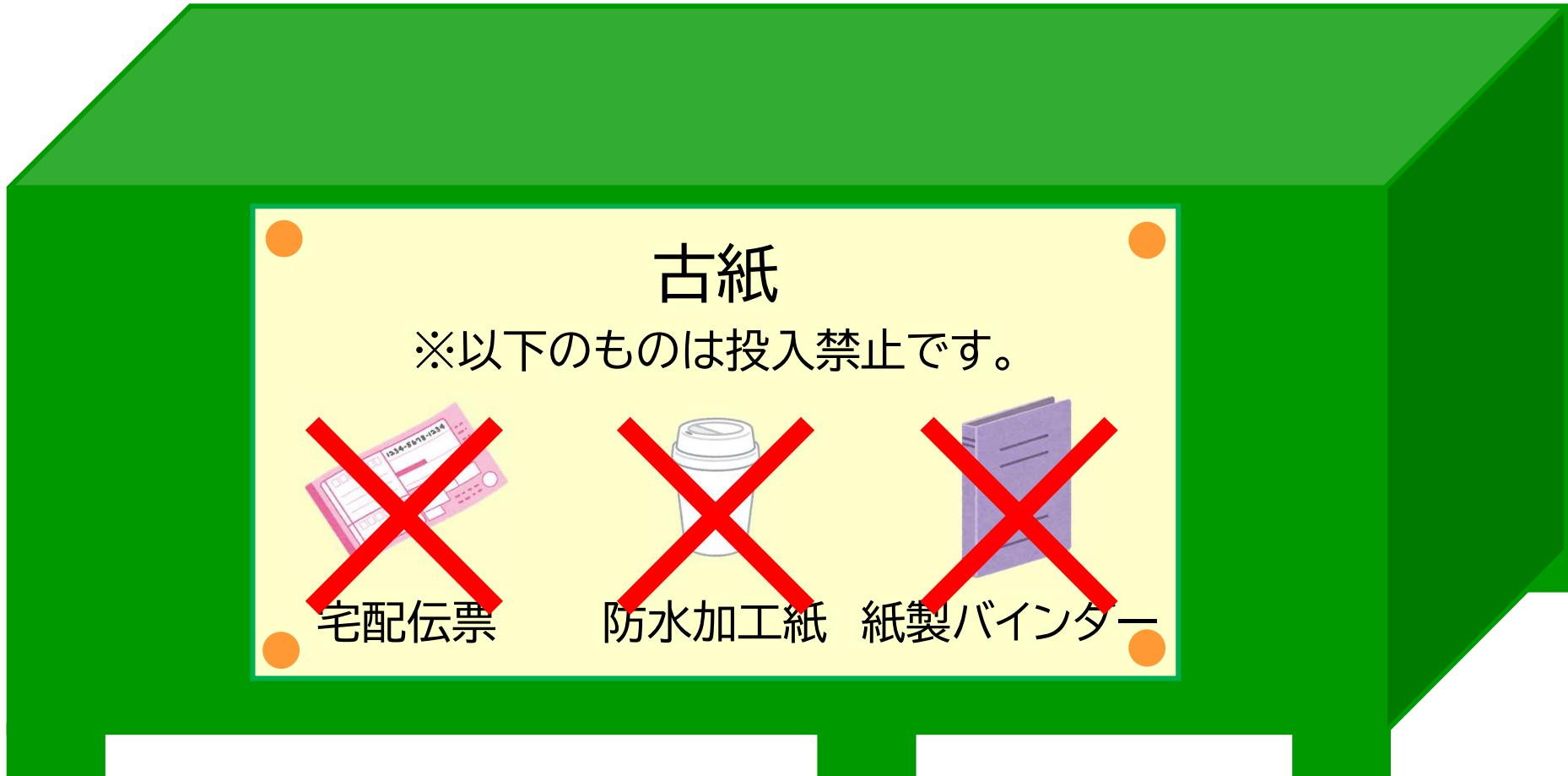


古紙リサイクル分別表

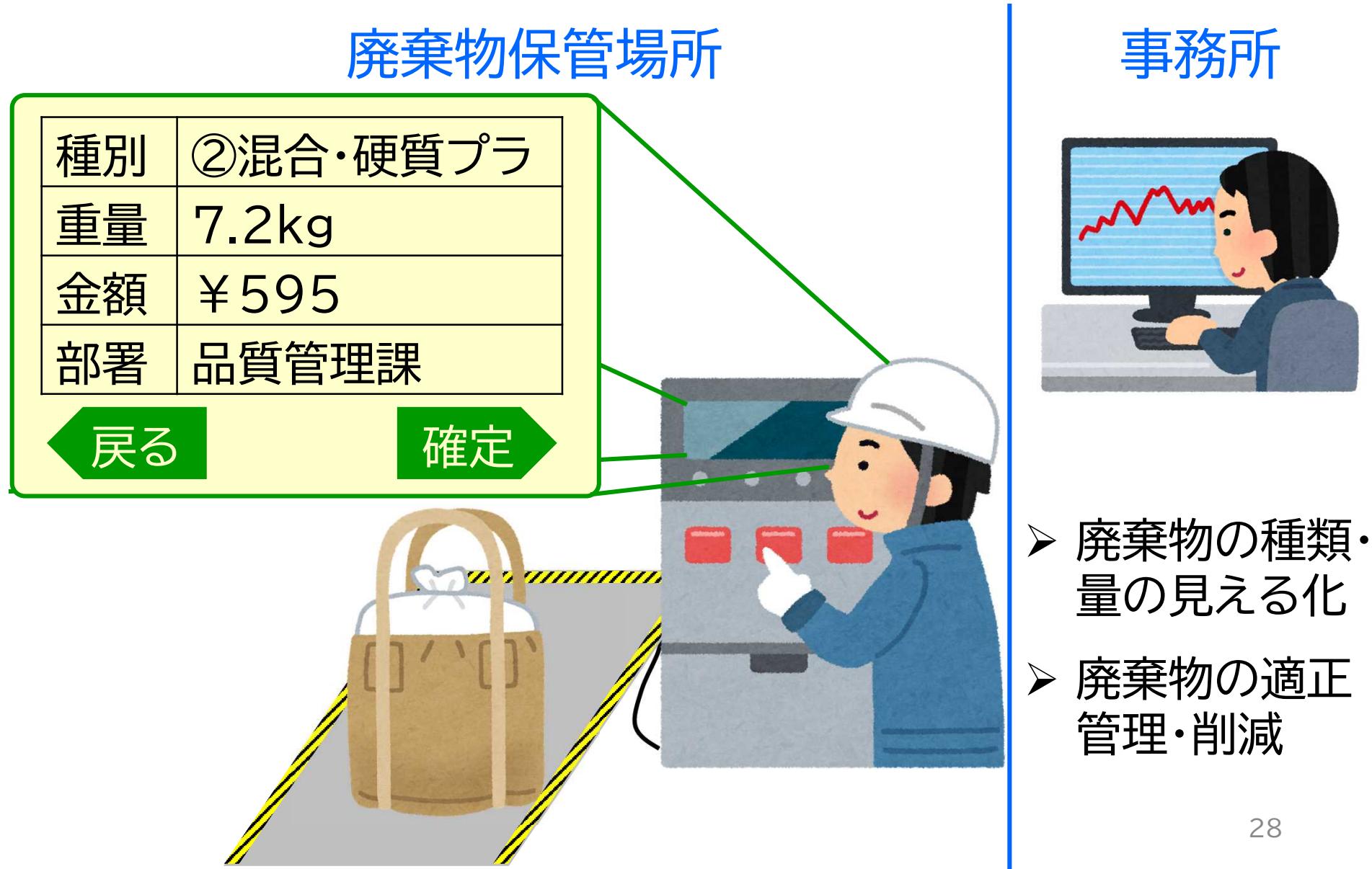
回収できるもの	回収できないもの
 段ボール	 本
 新聞紙	 宅配伝票
 シュレッダー	 防水加工紙
	 紙製バインダー

※焼却ごみ(一般ごみ)で分別してください。

集積コンテナへの投入禁止物の掲示

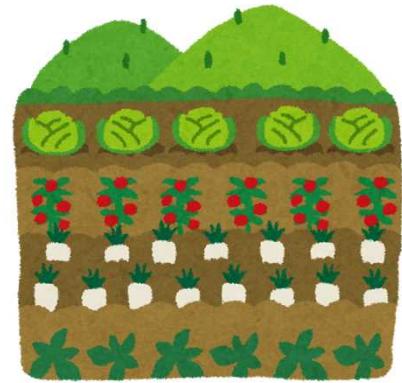
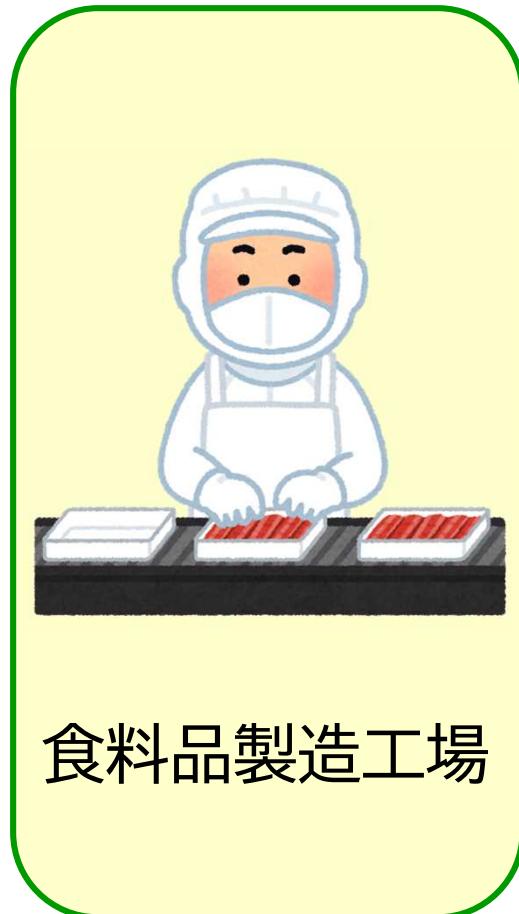


廃棄物のAI(自動集計システム)管理



好事例: 廃棄物④

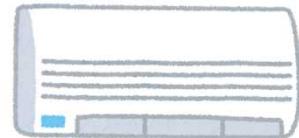
動植物性残渣の飼料・堆肥化



食品リサイクルの推進

好事例:CO₂ネットゼロ①

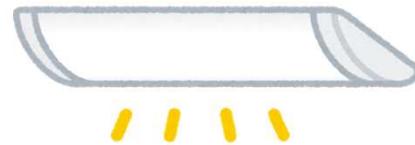
工場の省エネ化



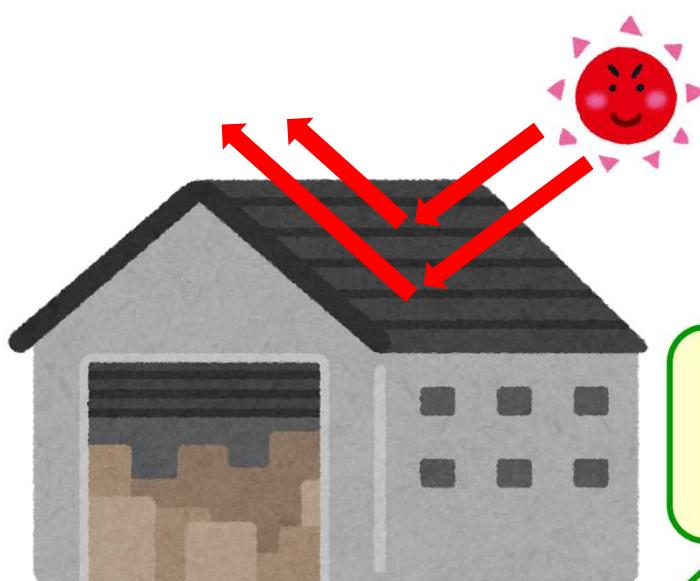
空調温度管理



太陽光発電の導入 屋根への遮熱塗装



照明のLED化



蒸気やエア漏れ
の修繕

夏季の室温
が-3°C低下
した事例も

省エネ
B0



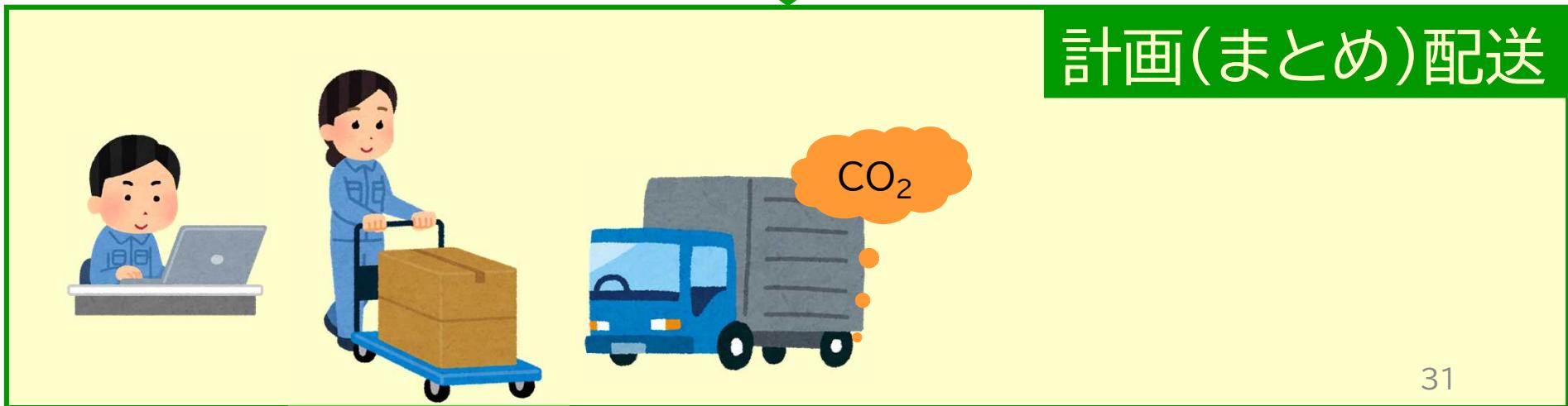
好事例:CO₂ネットゼロ②

サプライチェーンを含めた最適化

都度配送



計画(まとめ)配送



好事例:その他

環境に配慮した製品の開発・製造



環境に配慮した製品の開発・製造
(業界団体の認証取得)

製造時の有害物質使用量削減

2 環境汚染事故の事例紹介

皆様の日々の取組により、令和5年度の南部管内では、工場・事業場に起因する大きな事故は生じていません。本日は、解体現場から生じた油流出事故について紹介します。



2 環境汚染事故の事例紹介

◆雨水流入による地下ピットからの廃油の流出事故

<事故の概要>

- ① 守山市内の放水路に油膜があるとの通報。
- ② 琵琶湖への油膜到達を確認。県(農業・環境)、市、消防によりオイルマットやオイルフェンスを敷設。
- ③ 原因調査の結果、工場解体現場からの油流出を確認。
 - 機械を設置していた地下ピットに廃油(機械油)がたまっていた。
 - 解体工事により屋根、壁が撤去されていたところに降雨(台風)。
 - 雨水対策として地下ピットと機械をブルーシートで覆っていたが、周囲の床面が冠水し、ピット内に雨水が流入。
- ④ 原因者による応急対応(当日)、油回収・水路清掃(後日)



2 環境汚染事故の事例紹介

◆事故発生からの行政・原因者の対応

17時40分:環境事務所への第一報(農業部局→環境部局)

18時30分:琵琶湖への到達を確認。

消防、市、県がオイルマットを敷設、県がオイルフェンスを設置。

19時30分:解体工事中の工場からの油流出を確認。

夜間のため解体業者へ連絡がつかず。

発生源付近の水路にて県がオイルマット敷設等の応急対応を実施。

21時00分:解体業者に連絡がつき、状況説明および至急対応するよう指示。

21時30分:解体業者が現場にて応急対応を実施。

※国・県プレス発表

※後日、解体業者が手配した専門業者が、地下ピットに残っていた廃油の回収、農業用排水路に敷設したオイルマットの処分を実施。

2 環境汚染事故の事例紹介



資料 提供
(県政・南部同時)

提供年月日：令和5年(2023年)6月3日

部局名：琵琶湖環境部
所属名：環境政策課
係名：環境管理係
担当者名：佐野、桐山
連絡先(内線)：077-528-3357

部局名：琵琶湖環境部
所属名：南部環境事務所
係名：環境保全係
担当者名：西村、大屋
連絡先(内線)：077-567-5444

守山市幸津川町の水路における油の流出について

概要

- 守山市幸津川町の水路に油が流れ、琵琶湖で薄い油膜の流入が確認されました。
- 水路にオイルフェンスを設置するなどの対策を実施しました。
- 守山市水保町にある解体工事現場から油(機械油)の流出を確認しました。量は不明です。
- 流出元に対して新たな流出の防止および油の回収等を指導しました。
- 魚類等の斃死は確認されていません。
- 現時点で利水者からの影響報告はありません。
- 明日以降も引き続き現場の状況を確認しますが、特段の状況の悪化がない限り、これで終報とします。

経緯

- 令和5年6月2日（金）
17:40 守山市幸津川町の水路で油が流れているとの通報が大津・南部農業農村振興事務所から南部環境事務所へ入る。
18:30 南部環境事務所、大津・南部農業農村振興事務所、南部土木事務所および守山市等により水路での油の流出を確認し、オイルフェンスおよびオイルマットの敷設による流出防止対策を実施。また、琵琶湖への薄い油膜の流出を確認。
19:30 調査により、守山市水保町の解体工事現場からの油の流出を確認。
21:20 原因者に対して、流出防止対策と流出した油の回収を指導し、対応を終了。

原因

- 解体工事現場にある解体予定の機械から油(機械油)が流出した油が、本日の雨により場内からオーバーフローしたものと推定。

被害状況

- 現時点で利水者からの影響報告はありません。

対応状況

- オイルフェンスの設置等により油流出防止対策を実施済み。
- 明日以降、現場の状況を確認するとともに、原因者に対し、流出した油の回収等の指導を行います。

付近の状況



地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院

<<https://maps.gsi.go.jp/#15/35.112361/135.970702&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h>

Ok0l0u0t0z0r0s0m0f0>をもとに滋賀県が追記。

その他

- 本件については、淀川水質汚濁防止連絡協議会においても関係機関に資料提供されています。

2 環境汚染事故の事例紹介

参考

国土交通省
近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

Press release

令和5年6月3日1時10分
淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水系琵琶湖において油膜を確認

～現時点で影響報告はありません～

本日、琵琶湖に流入する農業用水路(滋賀県守山市幸津川町付近)において油膜が確認され、琵琶湖への流入が確認されました。現時点で影響報告はありません。

- 本日 6月 2 日 17 時 40 分、守山市幸津川町付近の農業用水路において油膜が確認されました。
- 滋賀県が 18 時 40 分に現場確認したところ、油膜が水路から琵琶湖に流入しているのを確認しました。
- 滋賀県が現地確認後直ちにオイルフェンスを設置しました。
- 油種は機械油です。
- 原因は解体工事現場にある解体予定の機械から油が流出したことによります。流出量は不明です。
- 淀川水質汚濁防止連絡協議会を通じて関係機関には連絡済みです。
- 魚類等の死骸は確認されていません。
- 現時点で利水者からの影響報告はありません。
- 特段の状況変化がない限り、これまで終報とします。

<取扱い>

—

<配付場所> 滋賀県政記者室

<本事故に関する問い合わせ先>

滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 桐山、佐野 電話 077-528-3357

<通報連絡センター>

淀川水質汚濁防止連絡協議会

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課長 小高 電話 077-546-0867



油膜確認箇所 位置図



拡散防止対応状況

2 環境汚染事故の事例紹介

◆事例における事故の未然防止・被害拡大防止への反省点
どうすれば油流出事故を回避できた？

- 1 発注者が機械、地下ピット内の油を残置した
- 2 発注者から解体業者へ地下ピット関係の情報が伝達されていなかった
- 3 廃油を回収せずに解体した
- 4 台風接近情報が考慮されていなかった

廃棄物管理の側面でも
対応に問題あり。



3 最近の法令等改正

(1) ボイラーの規模要件の見直し (R4.10.1施行)

①「伝熱面積」の規模要件を撤廃。

→ 伝熱面積のみが該当していた施設は対象外に

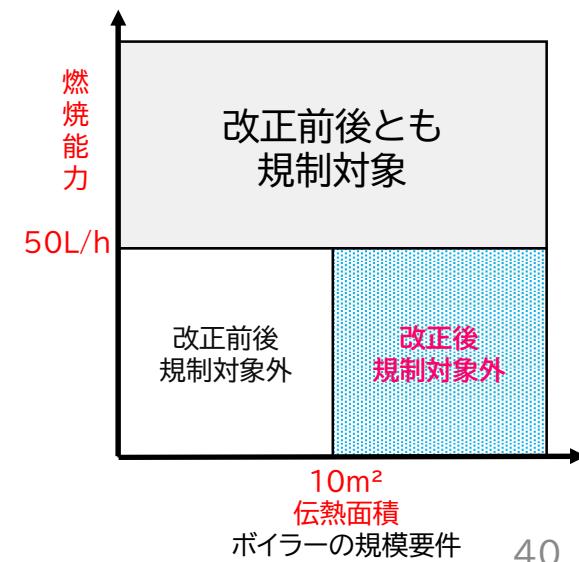
②「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に変更。
(バーナーを持たないボイラーも規制の対象に。)

<改正前(令和4年9月30日まで)>

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が
10m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能
力が重油換算1時間当たり50リットル以上あるこ
と。

<改正後(令和4年10月1日から)>

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リット
ル以上であること。



3 最近の法令等改正

(1) ボイラーの規模要件の見直し (R4.10.1施行)

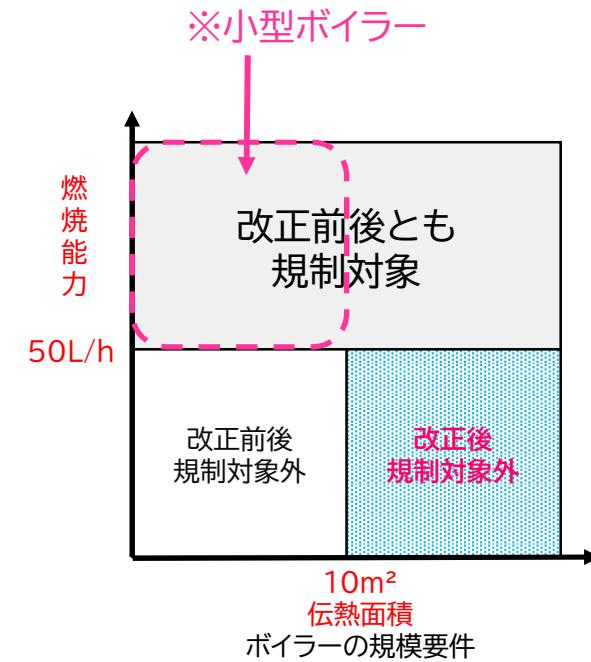
規模要件の見直しに伴い新たに届出が必要になったボイラー

→ バーナーを持たないボイラーのうち、「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上」のボイラー

(参考)規制対象外となるボイラーの取扱い

- ・「伝熱面積が $10m^2$ 以上」かつ「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未満」のボイラー
- ・規制対象外ボイラーについては、届出(規制)対象外と扱う旨の通知を県から送付済み。
大気汚染防止法に基づく使用廃止届出書の提出は不要。

※小型ボイラー(右図参照)の扱いには変更なし。



3 最近の法令等改正

(2) 排水基準項目、基準値の改正

項目	適用予定日	現法の排水基準 (一律)	法改正後の排水 基準(一律)	滋賀県の基準 (上乗せ)
六価クロム	令和6年4月1日	0.5 mg/L	0.2 mg/L	0.05 mg/L
大腸菌群数 →大腸菌数	令和7年4月1日	3000 個/cm ³	800 CFU/mL	法と同じ

<補足>六価クロムについて

- ・水質汚濁防止法の排水基準が改正(強化)されますが、滋賀県では従来から法より厳しい上乗せ基準を設定しているため、実質的な変更はない見込み。
- ・滋賀県公害防止条例の地下水浄化基準は、法に合わせて改正予定
 $0.05\text{mg/L} \Rightarrow 0.02\text{mg/L}$
- ・同条例の地下浸透水基準は、法の基準を引用(自動的に変更)
 $0.04\text{mg/L} \Rightarrow 0.01\text{mg/L}$
- ・有害物質使用特定施設に係る配管に流れる有害物質の濃度が地下浸透水基準以下であることにより構造等基準の適用外と扱われている付帯設備について、改正後は構造等基準が適用される可能性があるため、要注意。

3 最近の法令等改正

(参考)水質環境基準の見直し

①基準値の見直し(公共用海域、地下水)

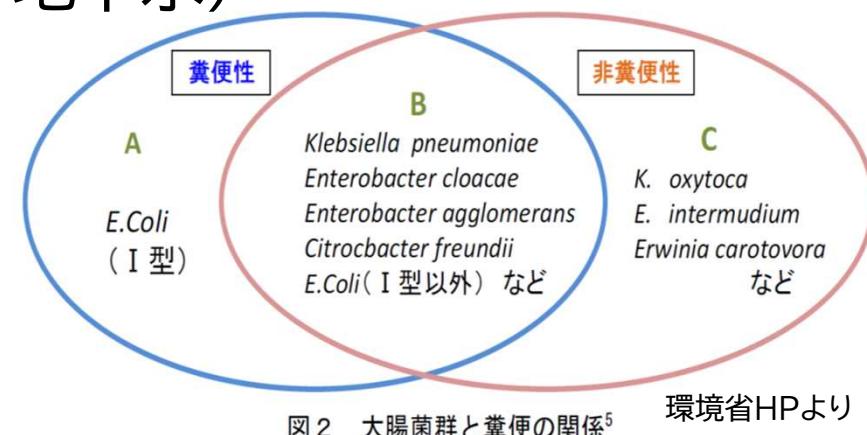
項目名	現在の基準値	改正前の基準値
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下

②項目の見直し(公共用海域、地下水)

大腸菌群数→大腸菌数

※各水域の基準値は類型により異なる

③施行日 令和4年4月1日



3 最近の法令等改正

(3)事故時の措置に係る指定物質の追加

指定物質とは

→『公共用海域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質』として政令で規定（水濁法第2条第4項）

→指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用海域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、**応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事に届出**が必要（法第14条の2第2項）



改正前 56物質 ⇒ 改正後 60物質(R5年2月 **4物質追加**)

※令和5年度の工場等立入調査から、調査票の別紙2(使用物質チェックシート)にも追加しています。

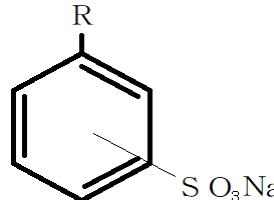
3 最近の法令等改正

R5年2月より新たに追加された指定物質

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

水生生物の保全に係る水質環境基準

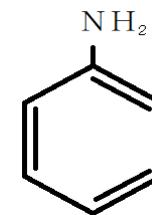
用途:家庭用洗濯用洗剤、業務用洗浄剤



- アニリン

水生生物の保全に係る要監視項目

用途:ウレタン中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料



- ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩

要監視項目(人健康)、水道水質基準(水質管理目標設定項目)

用途:半導体工業、金属メッキ、フォトマスク(半導体、液晶ディスプレイ)、
写真工業、泡消火剤



- ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩

要監視項目(人健康)、水道水質基準(水質管理目標設定項目)

用途:繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、
皮革、防護服(泡消火薬剤にも使用)

3 最近の法令等改正

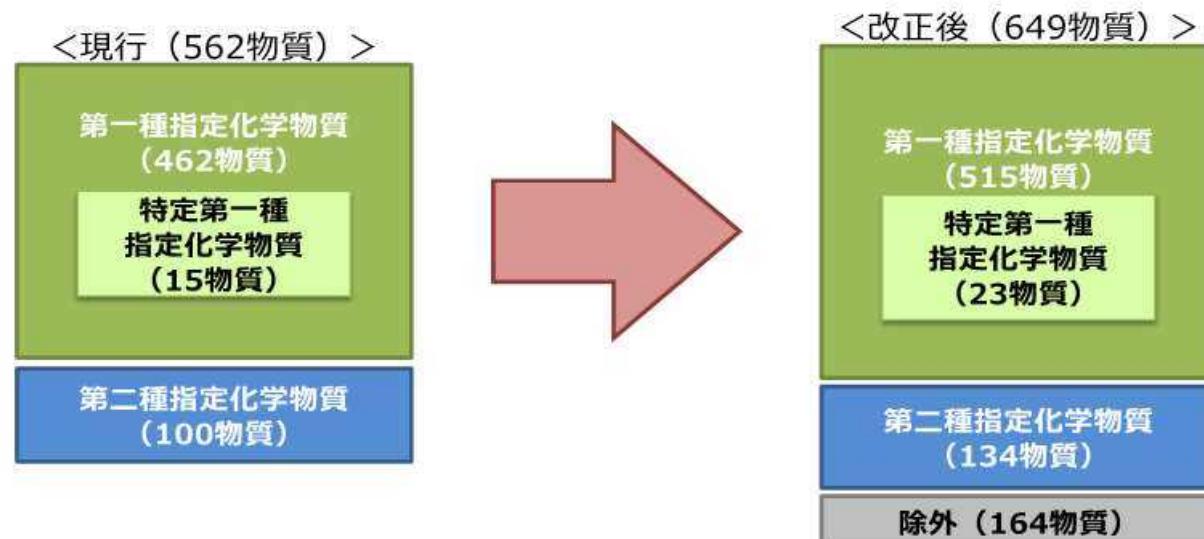
(4) PRTR制度対象物質の見直し (令和5年4月1日施行)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たにばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**。
- 公布日：**令和3年10月20日（水）**、施行日：**令和5年4月1日（土）** ※
※ PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

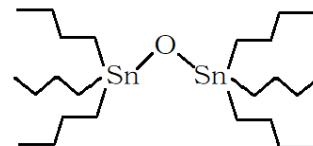
SDS制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度 (Safety Data Sheet)



環境省HPより

3 最近の法令等改正

PRTR対象物質(第1種特定指定化学物質(R5年4月以降))						
政令番号	管理番号	物質名	別名	2021年改正種別	2008年改正種別	2008年改正政令番号
1-017	12	アセトアルデヒド		特定第一種	第一種	1-012
1-051	33	石綿		特定第一種	特定第一種	1-033
1-075	56	エチレンオキシド		特定第一種	特定第一種	1-056
1-099	75	カドミウム及びその化合物		特定第一種	特定第一種	1-075
1-112	88	六価クロム化合物		特定第一種	特定第一種	1-088
1-120	94	クロロエチレン	塩化ビニル	特定第一種	特定第一種	1-094
1-186	160	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン		特定第一種	第一種	1-160
1-206	178	1, 2-ジクロロプロパン		特定第一種	第一種	1-178
1-278	243	ダイオキシン類		特定第一種	特定第一種	1-243
1-325	281	トリクロロエチレン		特定第一種	第一種	1-281
1-346	299	トルイジン		特定第一種	第一種	1-299
1-353	697	鉛及びその化合物		特定第一種	第一種	1-304
1-355	309	ニッケル化合物		特定第一種	特定第一種	1-309
1-375	706	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		特定第一種	第一種	1-239
1-378	332	砒素及びその無機化合物		特定第一種	特定第一種	1-332
1-393	351	1, 3-ブタジエン		特定第一種	特定第一種	1-351
1-428	385	2-ブロモプロパン		特定第一種	特定第一種	1-385
1-444	394	ベリリウム及びその化合物		特定第一種	特定第一種	1-394
1-448	397	ベンジリジン=トリクロリド		特定第一種	特定第一種	1-397
1-452	400	ベンゼン		特定第一種	特定第一種	1-400
1-457	404	ペンタクロロフェノール		特定第一種	第一種	1-404
1-459	406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	特定第一種	第一種	1-406
1-464	411	ホルムアルデヒド		特定第一種	特定第一種	1-411



ビス(トリブチルスズ)=オキシド
(船底や漁網の生物付着防止剤として使用)

鉛、鉛化合物を
統合

有機スズ化合物
から分離

4 その他留意事項 ~日々の問い合わせ等から~

紹介した立入調査の指摘・助言事項のほか、日々の相談事例のうち改めて知っておいていただきたいことをお伝えします。



① 特定施設の更新に当たり、設置届と廃止届を同時に提出したい。

- 設置届は、工事着手の60日前までの事前の届出ですが、廃止届は廃止後30日以内と**事後の届出**と定められているので、**同時に提出することはできません**。
- 特に有害物質使用特定施設については、廃止日が土壌調査義務や構造等基準に関する定期点検義務にも関係することとなりますので、実際の廃止日を明らかにしたうえで届出をしてください。

② 代表者の変更や施設の廃止についての届出をメールで提出したい。

- しがネット受付サービスやメールにより届出いただくことが可能です。
- 氏名等変更届、廃止届は、**しがネット受付サービスに専用のフォームを作成しています**ので、オンラインでの提出に当たっては、可能な限りしがネット受付サービスをご利用ください。 → 別添資料も参照。

4 その他留意事項 ~日々の問い合わせ等から~

- ③ 特定事業場内に事務所棟を建設し、新しく排水(雨水)経路ができる。
特定施設と何の関係もないのに、なぜ特定施設の構造等変更届が必要なの？
- 水質関係の代表的な規制には、「排出水に関する規制」と「地下水汚染の防止に関する規制」があります。
 - 排出水に対する規制は、特定施設の設置が契機となります。その規制対象は特定施設に由来する汚水に限らず、雨水を含む特定施設を設置する事業場から公共用海域へ放流される水が対象となる、いわゆる**事業場規制**の性質があります。
そのため、特定施設と直接関係がない事項でも届出対象となることがあります。
- ※ 排水系統については、水濁法では「排出水に係る用水及び排水の系統」と規定されています。
- ※ 「特定施設の構造等」とは、
“特定施設の構造”に“等”がついたものであり、
この“等”の中に排水系統などが含まれます。



ご清聴ありがとうございました

